

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



2022年9月1日
商工中金

【外国為替取引等を行うお客さまへのお願い】 米国 OFAC 規制等に関する留意点について

平素より格別のお引き立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

商工中金は、日本の「外国為替及び外国貿易法」等の定める経済制裁規制のほか、米国財務省外国資産管理局（OFAC）による規制等、適用されうるすべての経済制裁関連法令に厳格に準拠する方針としており、これらに抵触する（あるいは抵触するおそれのある）お取引は受付していません。

OFAC規制に関しまして、下記のお取引につきましてはお取り扱いすることが出来ませんので、当該取引に該当しないことをご確認のうえ、お取引をお持ち込みいただきますようお願い申し上げます。

以下に該当する取引（全ての通貨）

- ① 取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている場合。
（※）取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。
- ② 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者及び核拡散防止上問題のある法人・個人等の制裁対象者として特定されている者あるいはそれらに支配されている者が、お取引に関係している。
- ③ その他、OFACが二次制裁の対象として指定する特定のイラン関連取引等。

OFACの詳細な内容については、下記米国財務省ホームページ(英文) をご参照ください。
<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx/>